

那珂川市中小企業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が本市経済において産業振興、雇用確保、消費機会の提供、税収の確保等をもたらしており、その成長と発展は、地域の活性化と市民生活の向上という好循環を生み出すなど、魅力あるまちづくりの担い手として、なくてはならない存在であることを鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念及び施策の基本となる方針を定めるとともに、中小企業者が努めるべき事項並びに市等の責務及び役割を明らかにし、中小企業の振興に関する施策を推進することにより、中小企業の発展、本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、又は通勤する者をいう。
- (3) 中小企業支援団体 商工会、その他の中小企業者に対する支援を行う団体をいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関及び信用保証協会であって、中小企業者に対する支援を行うものをいう。
- (5) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育、学術又は文化に関する事業を行う機関であって、市内においてこれらの事業を行うものをいう。
- (6) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (7) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。
- (8) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者が経営基盤の強化、経営の改善及び向上に自主的に努めるとともに、市、国、県、中小企業支援団体、金融機関等、教育機関、大企業者及び大規模小売店舗の相互連携並びに市民の協力を得ることを基本として、推進されなければならない。

(基本方針)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次に掲げる事項を基本方針として、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営基盤の強化を図ること。
- (2) 創業の促進に関すること。
- (3) 中小企業との連携による地域内の経済循環を創出すること。
- (4) 災害等緊急時の事業継続及び回復に関すること。

(中小企業者の自助努力)

第5条 中小企業者は、事業活動を計画的に行うとともに、自ら意欲を持って創意工夫を重ね、その活動の維持改善及び人材育成に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。
- 3 中小企業者は、中小企業支援団体への加入に努めるとともに、市及び中小企業支援団体が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施しなければならない。

- 2 市は、前項に規定する施策の実施に当たっては、中小企業者の実態の把握に努めるとともに、中小企業者、国、県、中小企業支援団体、金融機関等、教育機関、大企業者、大規模小売店舗及び市民と連携するよう努めなければならない。
- 3 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適切な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会を増大するよう努めなければならない。

(中小企業支援団体の役割)

第7条 中小企業支援団体は、基本理念に基づき、中小企業者に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善及び創業の支援を行うものとする。

- 2 中小企業支援団体は、中小企業の振興が本市経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策への協力及び事業活動を通じた地域社会への貢献を行うよう努めるものとする。
- 3 中小企業支援団体は、中小企業者の自主的な努力及び創意工夫による取組みについて、積極的協力及び支援を行うよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第8条 金融機関等は、基本理念に基づき、中小企業者の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めるものとする。

- 2 金融機関等は、市内における創業に対し、積極的な支援に努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、基本理念に基づき、次世代を担う児童生徒等に対し教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発並びに中小企業が果たす役割等に対する理解の促進に努めるものとする。

(大企業者の役割)

第10条 大企業者は、基本理念に基づき、自らの事業活動において中小企業が果たす役割の重要性を認識し、中小企業との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大規模小売店舗の役割)

第11条 大規模小売店舗は、基本理念に基づき、周辺地域との融和を図るため、中小企業支援団体へ加入するよう努めるものとする。

2 大規模小売店舗は、地域社会を構成する一員として、まちづくりに参加し協力する等、地域の発展及び活性化に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第12条 市民は、基本理念に基づき、中小企業の振興が、本市経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上につながることを理解し、地域商店の利用、市内産品及び製品の活用その他の活動を通じて中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第13条 市は、第6条第1項に規定する施策を実施するに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。